

3 上級免許状を取得する方法

(1) 臨時免許状から2種免許状・2種免許状から1種免許状を取得する場合

所要資格		* 経験年数別最低修得単位数												養教	別表6-1	
授与を受けようとする免許状		養護教諭2種免許状						養護教諭1種免許状						注1 適用区分欄 (1) 「イ」の該当者 保健師助産師看護師法第7条の規定により、看護師の免許を受けている者 (2) 「ロ」の該当者 ア 高等学校(旧中学校令による高等女子学校を含む。)を卒業した次の者 イ 保健師助産師看護師法により、准看護師の免許を受けている者 (4) 旧看護婦規則により、看護婦の免許を有する者 イ 高等学校を卒業しない者で、養護教諭免許状を有する次の者 (7) 旧看護婦規則により看護婦の免許を受けた者で、保健師の免許を有する者 (4) 旧保健婦規則により、保健婦の免許を有する者 (3) 「ハ」の該当者 保健師の免許を基礎資格として、免許法別表第2のロにより、2種免許状を取得した者 (4) 「ニ」の該当者 ア 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者 イ 大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得した者 ウ 旧国立養護教諭養成所を卒業した者		
有することが必要な免許状		養護助教諭免許状						養護教諭2種免許状								
適用区分		イ		ロ		ハ		ニ								
経験年数		※	3年以上	6年	7年	8年	9年	10年以上	3年	4年	5年以上	1年以上	1年以上			
最低修得単位数		注3	10	10	30	25	20	15	10	20	15	10	10	10		
必ず修得する科目	養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	注2 経験年数は、有することが必要な免許状取得後に、養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭として勤務した期間。(幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園において、常勤職員として専ら養護に従事した職の期間を含む。) ※ 「イ」に該当する者の経験年数は1年未満の期間がある場合についても、経験年数を満たすものとする。 注3 最低修得単位数は有することが必要な免許状取得後に修得した単位とする。 注4 「養護に関する科目」の「自由選択科目」は、大学等が養護に関する科目として開講している科目の単位を修得する。 注5 「教育の基礎的理解に関する科目」の「自由選択科目」は、大学等が「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」として開講している科目の単位を修得する。 注6 「大学が独自に設定する科目」の単位は「養護及び教職に関する科目」若しくは大学が加えるこれに準ずる科目を修得する。 注7 「必ず修得する科目」について修得した単位が、「合計単位数」をこえ「最低修得単位数」に満たないときは、その満たない単位数を一般教養を内容とする科目から修得する。 注8 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち点線内は科目に含まれている事項であり、各事項から選択して修得する。	
	学校保健	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	養護概説	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
	栄養学(食品学を含む。)	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1			
	自由選択科目			8	6	4	2		2	1						
	計	4	4	14	12	10	8	6	8	7	6	4	4			
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想														
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)															
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程															
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)																
自由選択科目	注5	1	1	6	5	4	3	1	4	2	1	1	1			
計	3	3	8	7	6	5	3	6	4	3	3	3				
大学が独自に設定する科目	注6			2	2	2	2	1	2	2	1		2			
合計単位数	注7	7	7	24	21	18	15	10	16	13	10	7	9			